

令和2年5月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 令和2年5月21日（木）13時21分
2. 場 所 善通寺市役所本庁3階大会議室
3. 出席委員 1 宮崎勇委員, 2 川田治弘委員, 3 原巧委員, 4 三原正子委員,
5 松本健委員, 6 立石泰夫会長, 7 藪内實委員, 8 南光紀夫委員,
9 堀家重孝委員, 10 近藤剛司委員, 11 大前純一委員, 12 瀬川
治会長職務代理者, 13 穂山信雄委員, 14 森江正男委員
4. 欠席委員 なし
5. 傍聴人 なし
6. 事務局 局長 杉山 和也, 係長 我部山 美治
7. 議案等 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について
議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について

8. 議 事
局 長

ただいまより令和2年5月の農業委員会総会、定例会を始めさせていただきます。それでは、立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長、よろしく申し上げます。

会 長

皆さんこんにちは。これから代掻き、田植えといった農繁期となりますので、皆さん方には体調に十分気を付けいただきたいと思います。本日は、議題を含め盛りだくさんでありますので早速始めたいと思います。

局 長

ありがとうございました。それでは、議事の進行につきましては、立石会長、よろしく申し上げます。

会 長

皆さん、改めまして、こんにちは。

それでは、令和2年5月の農業委員会定例会を進めて行きたいと思しますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

まず、本日の議事録署名人には、第3番の原委員さんと、第4番の三原委員さんの両名、よろしくお願いいたします。

早速ですが、議案に入りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。議案書の1ページで、5案件でございますが、番号3につきましては農業委員関連の案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項で、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」と規定されていますので、立石会長の退席をお願い、分割してご審議をいたします。

番号3の議事進行につきましては、瀬川会長職務代理者をお願いいたします。

(立石会長 13時25分 退室)

瀬川会長職務代理者

それでは、私の方が代わって議事を進行させていただきます。

事務局より説明をお願いします。

局 長

番号3ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転贈与の案件でございます。

本件の譲渡人は県外に在住されているため、農地の処分を考えておられました。土地の管理人が、地元の農業委員である立石会長に相談したところ、贈与による所有権移転の話がまとまったため、許可申請を行うものがあります。

本申請は、【申請地読み上げ】について、所有権移転贈与を行うものであります。譲受人の本市内での経営農地は1町3反を超え、経営農地はすべ

てきれいに耕作されているため、問題はないと考えます。なお、申請地には水稲を作付けするとのことであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

瀬川会長職務代理者

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました案件につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

瀬川会長職務代理者

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

瀬川会長職務代理者

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち番号3につきまして、原案のとおり決定をいたします。

立石会長の入室を認めます。

(立石会長 13時27分 入室)

会 長

それでは、引き続きまして議案第1号の残りの案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

局 長

番号1ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

譲受人の楠見様は申請地が自宅に近く耕作に便利であるため、譲渡人に申し入れたところ、話がまとまり、所有権移転売買を行うものであります。

本申請は【申請地読み上げ】の所有権移転売買を行うものであります。本申請にあたり議案第4号利用集積計画番号12における農地の借入面積を合わせると、本市内での総経営農地は4反を超えることから、下限面積要件なども満たしており、特に問題はないと考えます。なお、申請地には野菜を作付けするとのことであります。

次に番号2ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転交換の案件でございます。

本件は所有農地を整形するため農地を交換しておりましたが、申請地につきましては手続きが出来ていなかったため、今般申請を行うものであります。

申請地は、【申請地読み上げ】を所有権移転交換するものであります。

本申請にあたり、譲受人の農地取得後の経営農地は6反を超え、経営農地は管理されていることなどから、特に問題はないと考えます。なお、申請地には野菜を作付けするとのことであります。

次に番号4ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

本件譲渡人が所有されている農地は2筆ありますが、労力不足のため農地の処分を考えておられました。申請地に自宅が隣接している宮本様に相談したところ、所有権移転の話がまとまったため、申請を行うものであります。

申請地は、【申請地読み上げ】を所有権移転売買するものであります。

本申請にあたり譲受人の経営農地はきれいに耕作されており、総経営農地が5反を超えることから、特に問題はないと考えます。なお、申請地には野菜を作付けするとのことであります。

次に番号5ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

本件譲渡人の西村様が所有されている農地は申請地のみで、県外在住のため農地の処分を考えておられました。申請地に所有農地が隣接している譲受人に相談したところ、所有権移転の話がまとまったため、申請を行うものであります。

申請地は、【申請地読み上げ】を所有権移転売買するものであります。

本申請にあたり譲受人の経営農地はきれいに耕作されており、総経営農地が5反を超えることから、特に問題はないと考えます。なお、申請地には野菜を作付けするとのことであります。

以上、4案件、登記地目は田が4筆、面積は855㎡であります。よろ

しくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、農地法第3条第1項の規定による案件につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書の2ページで、1件の案件でございます。

それでは番号1ですが、本件は議案第3号番号4と関連しており、申請人は昭和34年、相続により申請地を取得しております。取得時の登記地目は宅地でありましたが、平成17年から当該地区を実施した地積調査により、分筆され登記地目が畑になったものであります。先日、農地法第3条第1項の規定による許可申請により農地の取得をしたいとの申し出があったため、所有農地の確認を実施いたしました。結果、申請地にはガレージがあり、住宅への進入路として使用されている状態であったため、今般、是正するため転用申請するものです。

本申請は【申請地読み上げ】に隣接する宅地等を併せ利用地として、住宅2棟2階建309.91㎡、納屋2棟平屋建154.16㎡、ガレージ1棟平屋建64.20㎡及び進入路とすることを目的として転用申請するものであります。申請地につきましては、転用許可を受けることなくガレージが建築されて

おり、無断転用となっております。申請人は農地法を熟知していなかったため、農地法上の手続きを失念し、無断で転用しておりますが、隣接農地関係者との調整を了していることや提出書類に不備もないこと、また始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えております。なお、本申請地は農用地区域外の第2種農地であります。

以上、登記地目は、畑が1筆、転用面積は155㎡の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。〇〇町ですので、〇〇地区の委員にご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

5月10日、〇〇委員と現地におもむき申請人と話をし、現地確認を行いました。局長説明のとおり、地籍調査において畑としたもので、深く考えずに変更を行ったものです。以上です。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法第4条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請について議題

といたします。事務局より、説明をお願いいたします。

局 長

はい、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の3ページ4ページで、6案件でございます。

番号1ですが、【申請人読み上げ】、使用貸借権設定の案件でございます。

借人は、現在義母と同居しておられますが、子供の成長もあり、善通寺市において自立した世帯として過ごすため住宅を建築するため、申請するものです。

本申請は【申請地読み上げ】に自己住宅1棟2階建64.59㎡、カーポート1棟平屋建12.88㎡を建築することを目的として転用申請するものであります。提出書類に不備はなく、本転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。

なお、本申請地は4月2日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地であります。

番号2ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転贈与の案件でございます。

譲渡人は、議案第1号番号3でご説明しましたとおり、県外在住のため農地の管理に苦慮されております。一方、譲受人は高等学校で美術の教師をされておりましたが、定年退職後は自宅で絵画教室を主宰されております。生徒数の増加に伴い、手狭となっているため、新たな施設を計画したところ、農地の処分を考えておられた譲渡人の岡崎様と話がまとまり、転用申請するものです。

本申請は【申請地読み上げ】に絵画教室用ハウス39.14㎡を建築することを目的として転用申請するものであります。提出書類に不備はなく、本転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。

なお、本申請地は第1種中高層住居専用地域に指定されている第3種農地であります。

番号3ですが、【申請人読み上げ】、使用貸借権設定の案件でございます。

譲受人は申請地に隣接した住宅で居住されております。子供が結婚することになり、駐車スペースが不足するため親から土地を借り受けて敷地の拡張をするため、今般申請に及んだものであります。

本申請は【申請地読み上げ】に隣接する宅地を併せ利用地として敷地を拡張し、車庫1棟平屋建70㎡を建築するものであります。提出書類には特に不備はなく、本転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は4月2日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地であります。

番号4ですが、【申請人読み上げ】、使用貸借権設定の案件でございます。

本案件は、議案第2号番号1に隣接した土地で、一体的に利用されているものであり、貸人と借人の続柄は親子関係です。貸人は平成16年、競売により申請地を宅地として取得しておりますが、平成17年から当該地区を実施した地積調査により、分筆され登記地目が畑になったものであります。申請地にはガレージがあり、住宅への進入路として使用されている状態であったため、今般、是正するため転用申請するものです。

本申請は【申請地読み上げ】に隣接する宅地等を併せ利用地として、住宅2棟2階建309.91㎡、納屋2棟平屋建154.16㎡、ガレージ1棟平屋建64.20㎡及び進入路とすることを目的として転用申請するものであります。申請地につきましては、転用許可を受けることなくガレージが建築されており、無断転用となっております。申請人は農地法を熟知していなかったため、農地法上の手続きを失念し、無断で転用しておりますが、隣接農地関係者との調整を了していることや提出書類に不備もないこと、また始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えております。なお、本申請地は農用地区域外の第2種農地であります。

番号5ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

譲受人は申請地の北側に隣接した住宅で居住されておりますが、駐車場としてのスペースがなく、幅が2.5メートル程度のところに縦列で駐車しています。そこで、隣接する南側農地を所有者に相談したところ、話がまとまったため、今般、申請するものであります。

本申請は【申請地読み上げ】に隣接する宅地を併せ利用地として宅地拡張し、駐車場とするものであります。提出書類には特に不備はなく、本転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は上下水道の2種類が埋設された道路沿線で500m以内に2以上の公共施設として小学校、幼稚園がある第3種農地であります。

番号6ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

譲渡人は相続により申請地を取得しておりますが、県外在住のため農地の管理は難しい現状であります。一方、譲受人は、現在、奈良市において古物商を営んでおり、実家がある香川県に店舗の出店を計画し、今般申請に及んだものであります。

本申請は【申請地読み上げ】に隣接する宅地を併せ利用地として倉庫1棟32.59㎡を建築するものであります。提出書類に特段不備はなく、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は農用地区域外の第2種農地であります。

以上、6案件、登記地目は田が4筆、畑が2筆の合計6筆、転用面積は1,388㎡、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

番号1については〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい、5月10日に〇〇委員と現地確認を行いました。特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということでした。

次に番号2, 番号6については〇〇町ですので, 〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい, 5月12日に委員4名で現地確認を行いました。番号2, 番号6の案件ですが, 特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま, 地元の農業委員さんは, 特段問題ないということです。

次に番号3, 番号4については〇〇町ですので, 〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい, 番号3につきまして, 5月11日に推進委員と現地確認を行いました。特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

〇〇委員

番号4については議案第2号と同様で, 特段問題は無いと思います。

会 長

ありがとうございました。ただいま, 地元の農業委員さんは, 特段問題ないということです。

次に番号5については〇〇町ですので, 〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい, 5月12日に委員4名で現地確認を行いました。特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

ありがとうございました。ただいま, 地元の農業委員さんは, 特段問題ないということです。

会 長

ありがとうございました。地元の農業委員さんは, 特段問題ないということ。それでは, 皆様方のほうから何かご意見, ご質問などはございますか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして議案第4号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい。議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、先ほどの議案3号の後の地図の後ろにありますので、お手数ですがページをめくっていただいて、議案第4号のページをお開きいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項には、「同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。」と規定されております。ご承知のとおり、本市におきましては、6月と11月の年2回、農用地利用集積計画を定めております。ページをめくっていただいて、両面印刷してあります集積計画の議案の1ページ目から48ページ目までは今回の利用権設定の申請があった農用地利用集積計画の明細となっております。それでは議案第4号の最終ページにあります集計表を記載してあるページをお開きください。

今回の農用地利用集積計画は、香川県農地機構の186筆、162,115㎡を含めて、総件数186件、386筆で、面積は330,165㎡であり、うち新規は81,576㎡、更新は248,589㎡であります。なお、利用権設定率は、全農地の29.7%であります。今回提出されました農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

なお、本日の農業委員会農地専門部会において農用地利用集積計画が決定した場合は、農業経営基盤強化促進法第19条の規定で、「同意市町村は、

農用地利用集積計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅延なく、その旨を公告しなければならない。」と規定していることから、善通寺市が公告する予定であり、今回の公告日は、5月29日を予定しております。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。会長

ありがとうございました。それでは、議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について、何かご意見、ご質問はありませんか。

森江委員

中間管理機構の割合はどうなっているのですか。

事務局

議案第4号の最後に地区別内訳表に記載しておりますが、今回の申請では、筆数で386筆のうち186筆、率にして48.2%、面積では330,165㎡のうち162,115㎡、率にして49.1%が中間管理機構を通じたものとなっております

会長

ほかにご質問はございますか。

(全委員質問無し)

会長

ご質問がないようですので、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第4号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画については、原案のとおり決定をいたします。続きまして議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局長

はい。それでは、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条において、計画案の提出等の協力についての定めがあり、

第1項で、「農地中間管理機構は、農用地利用配分計画を定める場合には、市町村に対し、農用地等の保有及び利用に関する情報の提供その他必要な協力を求めるものとする。」第2項で、「農地中間管理機構は、前項の場合において必要があると認めるときは、市町村に対し、その区域に存する農用地等（農地中間管理機構が農地中間管理権を有するものに限る。）について、前条第1項及び第2項の規定の例により、同条第4項各号のいずれにも該当する農用地利用配分計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができる。」第3項で、「市町村は、前2項の規定による協力をを行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする。」と規定しており、市より、農用地利用配分計画（案）の決定を求められています。なお、本市の計画（案）につきましては、179筆（使用貸借権179筆、154,924㎡）、面積は154,924㎡となっており、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、香川県知事が利用配分計画を認可し、5月29日に公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、何かご意見、ご質問はありますか。

（全委員質問無し）

会 長

ご質問がないようですので、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員挙手）

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）については、原案のとおり決定をいたします。

それでは、以上で本日の議案審議等については、全て終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。続きまして、その他で何かありましたら事務局よりお願いします。

局 長

委員のお手元には下限面積一覧をお配りしております。令和2年4月の定例会において提案がございました、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の検討についてご説明いたします。本市においては、平成21年12月15日に下限面積を40アールと定めております。これは、農地法施行規則第17条に規定されている設定区域の実情に応じ、農地法により農業委員会が別段の面積を定めることができることによるものであります。下限面積一覧を見ますと、高松市においては20アール、丸亀市では30アール、坂出市で30アール、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市で40アールということで、都市部において下限面積が低い状況となっております。

下限面積を引き下げるメリットとしましては、新規就農希望者が就農のための農地取得へのハードルが下がるため、新たな担い手の育成を図ることができ、そのため遊休農地の解消ができると考えられるものであります。また、家庭菜園のための農地取得も可能となります。一方、デメリットとしましては、農地が分散化されることにより、担い手への農地集約化阻害要因となります。また、家庭菜園をやめてしまった農地が耕作放棄地となる可能性が考えられます。メリット、デメリットの例を挙げましたが委員の皆様のご意見をいただきたいのですが。

会 長

農業委員会の立場と致しましては、優良農地は確保していかなければならず、40アールというのが多いのか少ないのか分かりません。県下の状況につきましては、お手元の資料のとおり、都市部で低く、田舎で高い状況となっておりますが、本市においても荒廃農地がぽつぽつと見られる状況となってきております。荒廃農地に隣接した農地所有者が取得を考えた時、40アールの下限面積要件が足かせになっている場合があり、農地解消のためには下限面積を引き下げる検討も必要ではないかと思えます。皆様方には考えていただきたいとお願いしておりましたが、今日決められるもので

はないと思いますのでもう少し時間をかけて考えて行きたいと思います。

何かご意見ありませんか。

森江委員

会長が社会情勢を考えた時、引下げることが適当である旨の発言をされたので、他市町を勘案し、今回、30アールに引下げることとし、新委員に引き継ぐようにすればよいのでは。

会 長

森江委員さんから、新しい委員さんがあと2ヶ月ほどで決定致しますので、その委員さんに引き継ぐという形でご意見がありました。ほかにありませんか。

引下げた場合、農地取得が容易となり遊休地の解消を図ることが出来る反面、農地が分散化することにより、集約化が難しくなることが懸念されます。この案件につきましては、継続して審議していくこととし、新委員に審議していただくようにしたい。全員での協議ではなく、各地区から委員をだしていただき、その中で案を作成し、新委員の総会で審議いただこうと考えますので、十分引継ぎをしていただくようお願いします。

堀家委員

現状の面積から引き上げるのか、引き下げるのか。方向付けはしておかないと、新委員に丸投げするのはどうかと。いきなり下限面積の変更について協議することは難しい。

会 長

個人的な考えとしては、丸亀市と同じ30アールには引下げ。遊休地の解消には、高松市の20アールまで引下げることでも必要ではないかと考えます。

堀家委員

高松市の20アール、丸亀市の30アール、どちらにするのか。

会 長

20アール、30アールにするかはこれからの審議事項としますが、4反縛りがあるため、農地の売買がし難いという話はよく聞くところです。都市化が進んでいる地域は引下げておりますが、善通寺市の場合、農地移動を

考えず、従前の面積のまま検討してこなかったということです。

川田委員

高松市の農地面積はどれ位なのか。

会 長

善通寺市の場合は、田畑で 1,300 ヘクタール程度であります。高松市と単純比較はできないのですが。

松本委員

高松市、丸亀市は平成 25 年に改定しておりますが、市町合併以前はどうなっていたのでしょうか。

会 長

本市の下限面積について、現状が良いのか、それとも引下げの方が良いのかは、新委員に勉強していただき、検討したいと思います。どうでしょうか。

堀家委員

新しい委員は過程を知らないため、いきなりは難しいのではないか。

会 長

新委員においては、任命されてから勉強するのではなく、事前に勉強しておかなければならない。

選挙区があった時代とは変わり、今は定数が決まっているだけである。真に善通寺市の農業を考える者が農業委員になるべきであるため、事前に十分勉強していただきたい。

川田委員

30 アールに引下げて様子を見ればよいのではないか。

会 長

ただ今 30 アールというご意見がありました。現委員の意見としては 30 アールという方針を次期委員に引継ぎ、決定していただきたい。

委員の皆さん、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

会 長

ほかにありませんか。

それでは、これで5月の農業委員会総会（定例会）を終了いたします。
どうもありがとうございました。

閉会時刻 14時40分 終了